

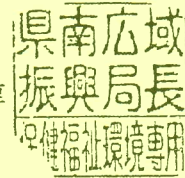
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県一関市花泉町老松字水沢屋敷3番地4

氏名 有限会社花泉環境サービス 代表取締役 阿部 優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 堀江 淳



許可の年月日 平成28年 6月 5日

許可の有効年月日 平成33年 6月 4日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・ 燃え殻
- ・ 汚泥
- ・ 廃油
- ・ 廃酸
- ・ 廃アルカリ
- ・ 廃プラスチック類
- ・ 紙くず
- ・ 木くず
- ・ 繊維くず
- ・ 動植物性残さ
- ・ ゴムくず
- ・ 金属くず
- ・ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・ 鋳さい
- ・ がれき類
- ・ 動物のふん尿
- ・ ばいじん

以下余白

(2) 積替えを含むもの

有

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・ 燃え殻
- ・ 汚泥
- ・ 廃油
- ・ 廃酸
- ・ 廃アルカリ
- ・ 廃プラスチック類
- ・ 紙くず

(以下、裏面記載)

- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず
- ・鉋さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(3) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物(石綿含有産業廃棄物を除く。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず
- ・鉋さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3年 6月 5日	当初許可
平成 8年 6月 5日	更新許可
平成13年 6月 5日	更新許可
平成13年12月14日	変更届出書受理(代表者を、阿部、ひからに変更したと。)

平成18年12月 / 口 事業範囲の変更許可(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじんの積替え保管を追加したこと。)

平成23年 6月 5日	更新許可
平成28年 6月 5日	更新許可

以下余白

5. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無

以下余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下、2枚目記載)